

期間業務職員の募集について

内閣府健康・医療戦略推進事務局では、次のとおり期間業務職員の募集を行います。

1. 採用予定官職

期間業務職員（健康・医療戦略推進事務局）※非正規雇用

2. 職務内容

(1) 一般事務

(具体的には、PCによる書類作成、書類管理、会計業務の補助、庶務業務の補助、電話・来客対応、その他常勤職員の補助業務等を行っていただきます。)

(2) 秘書業務

(具体的には、幹部職員のスケジュール管理などの秘書業務全般、PCによる書類作成、書類整理、電話・応接対応及びこれらの付随業務、その他常勤職員の補助業務等を行っていただきます。)

3. 募集人数

一般事務2名、秘書業務1名

4. 募集対象

(1) 高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方

(2) 基礎的なPC操作が可能な方（Word、Excel、PowerPoint等）

パソコンでWord、Excelなどの一般的な事務用ソフト及び電子メール等を用いて業務処理ができること。

※エクセルは、基本的な関数による表計算が行える程度であること。

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

○日本国籍を有しない者

○国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 採用予定期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※採用後、1か月間は条件付採用期間となります。

※勤務成績等により再採用されることもあります。

6. 給与

内閣府の内規に基づき支給されます。

(1) 日給

11,190円～14,190円（学歴・職歴等を考慮の上決定）

※上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合があります。

（2）支払日

原則毎月16日（給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給）

（3）諸手当

賞与（一定の条件を満たした場合、年2回（6月及び12月））

通勤手当（給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券は原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可）

住居手当（月額28,000円以内、支給要件に該当する方のみ）

超過勤務手当（実績に応じて支給）

退職手当（一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法に基づき支給）

7. 加入保険等

雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。

8. 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

9. 勤務条件

（1）勤務日、勤務時間

週5日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）

原則として午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時まで休憩時間）

（2）休暇

年次休暇10日（採用日より付与、再採用時に繰越可）

夏季特別休暇 連続する3日以内（7月～9月の間に取得可能）

10. 勤務地

内閣府健康・医療戦略推進事務局

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎4階

11. 応募方法

（1）提出書類

履歴書（市販のもので可、写真（6か月以内に撮影したもの）を添付）

※連絡が取れる電話番号を明記ください。

※職務内容（一般事務・秘書業務）の希望を履歴書に明記してください。

(2) 提出方法

郵送（封筒の表面に「期間業務職員（一般事務）」又は「期間業務職員（秘書業務）」と朱書きのうえ郵送してください。持込不可）

(3) 提出先

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-1 1-39 永田町合同庁舎4階
内閣府健康・医療戦略推進事務局 眞井・河野・相良

(4) 提出締切

令和8年2月2日（月）必着（持込不可）

1 4. 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

書類審査（1次選考）の結果、面接（2次選考）を行うことになった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

※面接会場までの交通費等は、各自の負担となりますことを御了承願います。

※応募書類は、原則返却いたしませんのでご了承ください（責任廃棄いたします）。

※審査の結果、採用となった方は、採用手続書類として、最終学歴の卒業を証明する書類（卒業証明書等）・職歴を証明する書類（在職証明書等）が必要となります。短期間でこれらの書類を準備していただくことになりますので、あらかじめ御承知おきください。

※採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、カードの取得手続きをあらかじめしていただくこととなります。

1 3. 問合せ先

内閣府健康・医療戦略推進事務局 真井・河野・相良

電話 03-3539-2560